

茨木市水道・下水道事業審議会委員名簿

(水道事業ビジョン改定に係る審議会)

(敬省略)

区分	氏名	所属・役職等
学識経験者	なかがみ けんいち 仲上 健一	立命館大学 政策科学部 特別任用教授
学識経験者	おかざき としみ 岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部 准教授
事業関係者	みやうち きよし 宮内 潔	公益社団法人日本水道協会 大阪支所 支所長
利用者団体から推薦された者	やぎ かおり 八木 香織	茨木商工会議所 弁護士
利用者団体から推薦された者	さながわ れいこ 佐名川 玲子	茨木市消費者協会 会長
公募市民	くぼた みちたか 久保田 道孝	市民
公募市民	ふくなが まゆみ 福永 真弓	市民

計7名(男性3名、女性4名)

○茨木市附属機関設置条例（抜粋）

平成25年3月13日

茨木市条例第5号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担当事務）

第2条 執行機関の附属機関として別表左欄に掲げる附属機関を置き、その担任する事務は同表右欄に定めるとおりとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第2条関係）

市長の附属機関

名称	担任する事務
茨木市水道・下水道事業審議会	水道事業及び下水道事業の経営問題その他水道事業及び下水道事業の健全な発展に関する事項についての審議に関する事務

○茨木市水道・下水道事業審議会規則

平成25年3月29日
茨木市規則第74号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第3条の規定に基づき、茨木市水道・下水道事業審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 事業関係者
- (4) 利用者団体から推薦された者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会及び部会の庶務は、建設部及び水道部において処理する。

(秘密の保持)

第9条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

茨木市審議会等の会議の公開に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号。以下「条例」という。）第29条に規定する会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象となる会議)

第2 公開の対象となる会議は、市民、学識経験者等で構成され、法令、条例、規則又は要綱の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。

(会議の公開の基準)

第3 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において、次に掲げるいずれかの情報について審議する場合

- ア 個人に関する情報（条例第7条第1号）
- イ 法人等に関する情報（条例第7条第2号）
- ウ 任意の提供に関する情報（条例第7条第3号）
- エ 公共の安全等に関する情報（条例第7条第4号）
- オ 審議、検討等に関する情報（条例第7条第5号）
- カ 事務又は事業に関する情報（条例第7条第6号）
- キ 法令等の規定による情報（条例第7条第7号）

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(公開・非公開の決定)

第4 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行う。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会場に傍聴席を設ける。

3 審議会等は、原則として事前に傍聴を希望する者のうちから先着順に予約を受け付け、傍聴を認めるものとする。

4 審議会等は、会議の開催時間中に、傍聴者を対象とした一時保育を実施するように努めるものとする。

5 審議会等の長は、公開する会議の審議に関して提出された資料を傍聴者が閲覧できるようにするものとする。

6 審議会等の長は、傍聴者の希望に応じて、前項の資料を傍聴者に配布することができる。

7 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に当たって守るべき事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第6 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

2 審議会等は、第5第4項に定める一時保育の手続を行う場合は、会議開催予定日の3週間前までに、前項の公表を行うものとする。

3 会議の開催の公表は、掲示場への掲示、市ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

4 会議開催の公表事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴手続の方法
- (7) 一時保育に関する事項
- (8) その他必要な事項

(会議録の作成)

第7 審議会等は、会議の終了後1か月以内に、会議録を作成するものとする。

(会議録の閲覧等)

第8 審議会等は、会議録及び会議資料等を市民の閲覧に供することにより、会議の結果を公表するものとする。ただし、第3各号に掲げる情報に係る会議録及び会議資料については、この限りでない。

2 会議の結果の公表は、市ホームページへの掲載、情報ルーム、図書館への設置等の方法により行うものとする。

(運用状況の公表)

第9 市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

附 則

この指針は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この指針は、平成 28 年 4 月 11 日から実施する。

茨木市水道・下水道事業審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の申込は、原則として事前の電話予約または水道部総務課窓口にて先着順で受け付けます。なお、定員数に達し次第、受付を終了します。また、資料は事前に予約された方にのみ配布します。
- (2) 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを増員することができます。
- (3) 事務局の指示に従って、会場に入室してください。
- (4) 酒気帯びの方の傍聴はお断りいたします。

2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、意見を表明したり、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕などを掲げないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 携帯電話その他鳴動する機器の電源は、必ず切ること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(素案)

茨木市水道事業ビジョン

目 次

第1章 水道事業ビジョンの改定の趣旨と位置付け

1. 改定の趣旨
2. 位置付け

第2章 水道事業のあゆみ

これまでに拡張してきた水道事業の内容について記載

第3章 水道事業の現状と課題

1. 茨木市の概要
地形条件や街並みの状況等を記載
2. 水需要の動向
過去の給水人口、給水量の整理及び課題抽出
3. 水源・水質
自己水、企業団からの受水の状況や水質状況などの整理及び課題抽出
4. 水道施設
取水施設、浄水施設、送配水施設、管路施設の状況の整理及び課題抽出
5. 危機管理
現在の危機管理体制（災害想定、対策の進捗状況等）の整理及び課題抽出
6. お客さまサービス
現在のサービス状況（料金収納、給水サービス、広報活動等）の整理及び課題抽出
7. 環境への配慮
現在実施している環境対策（省エネルギー、リサイクル等）の整理及び課題抽出
8. 経営
過去の経営状況（水道料金、財政状況、組織体制）の整理及び課題抽出
9. 水道事業ガイドラインの主な業務指標から見た本市の現状
過去の主な業務指標の整理及び課題抽出

第4章 将来の事業環境

1. 人口減少と水需要の動向

将来の水需要予測結果（減少傾向）から、施設規模の適性化などの課題抽出

2. 更新需要の増加と資金の確保

今後、更新需要が増加することについて、更なる施設規模の適性化や統廃合などの課題抽出

更新需要の増加に応じた資金確保について、計画的な投資などの課題抽出

3. 人材の確保と技術の継承

今後の人材の確保と技術の継承について課題抽出

4. お客さまニーズ

お客さまニーズ（アンケート結果）から課題抽出

5. 今後対処すべき課題の整理

第3章及び第4章で抽出した課題の整理

第5章 茨木市水道事業の目指す将来像

1. 目指す将来像

基本理念（キャッチフレーズ）の設定

基本目標（取り組みの方向性（安全・強靱・持続））の設定

2. 施策の体系図

基本目標別に施策体系図（ツリー図（樹形図））を作成

第6章 実施目標と具体的施策

1. ○○○○○○○○○（第5章で設定した『安全』に関する基本目標）

『安全』に関する具体的施策と実施目標を記載

2. ○○○○○○○○○（第5章で設定した『強靱』に関する基本目標）

『強靱』に関する具体的施策と実施目標を記載

3. ○○○○○○○○○（第5章で設定した『持続』に関する基本目標）

『持続』に関する具体的施策と実施目標を記載

第7章 フォローアップ

計画を着実に実施するためのフォローアップ方法（PDCAサイクル）を記載

※ 青字の 内は、各項目の記載内容（案）です。

茨木市水道・下水道事業審議会スケジュール表 (案)

項目	年 月	平成28年度			平成29年度												平成30年度	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
審議会スケジュール																		
第1回審議会（2月下旬）																		
・市長の諮問、会長の互選等の事務手続き																		
・審議の進め方について（目次の素案について）																		
・『第1章 改定の趣旨と位置付け』素案について																		
第2回審議会（4月中旬）																		
・『第2章 水道事業のあゆみ』素案について																		
・『第3章 水道事業の現状と課題』素案について																		
第3回審議会（6月中旬）																		
・『第4章 将来の事業環境』素案について																		
・『第5章 茨木市水道事業が目指す将来像』素案について																		
第4回審議会（8月下旬）																		
・『第6章 実現目標と具体的施策』素案について																		
第5回審議会（10月上旬）																		
・『第7章 フォローアップ』素案について																		
・答申案の取りまとめについて																		
・パブリックコメント等の今後の予定																		
意見募集（11月上旬から11月下旬）																		
・庁内からの意見募集期間																		
・市民からの意見募集期間（パブリックコメント）																		
第6回審議会（1月中旬）																		
・パブリックコメント結果とその対応について																		
・答申案の最終調整について																		
答申書の提出（2月中旬）																		

第 1 章 水道事業ビジョンの改定の趣旨と位置付け

1. 改定の趣旨

本市の水道は、1927 年（昭和 2 年）12 月に創設され、1929 年（昭和 4 年）に給水を開始してから 2018 年（平成 30 年）で約 90 年が経過します。

この間、9 次にわたる拡張事業を行ない、人口の増加や都市の発展に伴う水需要の増加に対応してまいりました。

2009 年度（平成 21 年度）には上水道の給水普及率が、ほぼ 100%に達するなど、既に「拡張」から「維持管理」の時代へと移行しており、高度経済成長期に整備された水道施設の更新に継続的に取り組むなど、安全・安心な水道水を将来にわたって安定して供給し続ける取組みが求められることとなります。

①

一方、近年の水道事業を取り巻く環境は、人口減少社会への移行、節水機器の普及、大口需要者の地下水利用などによる給水量の減少が現実化するなど、今後の財政収支への影響が課題となるとともに、東日本大震災をはじめとする大規模災害を踏まえた水道の危機管理のあり方において、施設及び体制の整備が求められるなど、これまで経験したことのない事業環境の変化による新たな課題が生じています。

②

そこで、本市水道事業では、水道事業を取り巻く環境の変化や今後の水道事業の課題に対応するため、厚生労働省の「新水道ビジョン」の政策課題である「安全」、「強靱」、「持続」の観点を踏まえ、2009 年度（平成 21 年度）に策定した「茨木市水道ビジョン」を「水道事業ビジョン作成の手引き（2014 年（平成 26 年）3 月 19 日付け水道課長通知）」に基づき『茨木市水道事業ビジョン』として改定いたしました。

③

今後は、これらをもとにお客さまのニーズに対応した 50 年先も信頼される水道を目指して事業を推進してまいります。

① 別紙の「拡張事業（計画給水区域）の変遷」の図を参照

⇒第 2 章「水道事業のあゆみ」で具体的内容を記載予定

② 別紙の給水人口、給水量のグラフを参照

⇒第 3 章「水道事業の現状と課題」の「3. 水需要の動向」で具体的内容を記載予定

③ 別冊の平成 21 年策定の「茨木市水道ビジョン」、厚生労働省通知の「水道事業ビジョン作成の手引き」を参照

2. 位置付け

本ビジョンの上位計画である、本市の総合計画「第5次茨木市総合計画」では、「ほっといばらき もっと ずっと」をスローガンに「ともに支え合い、健やかに暮らせるまち」などの6つをまちの将来像とし、これを実現するための施策を示しています。この中で、水道事業は、水道施設の耐震化の推進により「災害への備えを充実させる」役割を担っております。

①

一方、厚生労働省は「新水道ビジョン」を推進するために、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続を「持続」とする、3つの観点から、各事業体に水道事業ビジョン（長期的視点を踏まえた戦略的な水道事業計画）の策定を求めています。

②

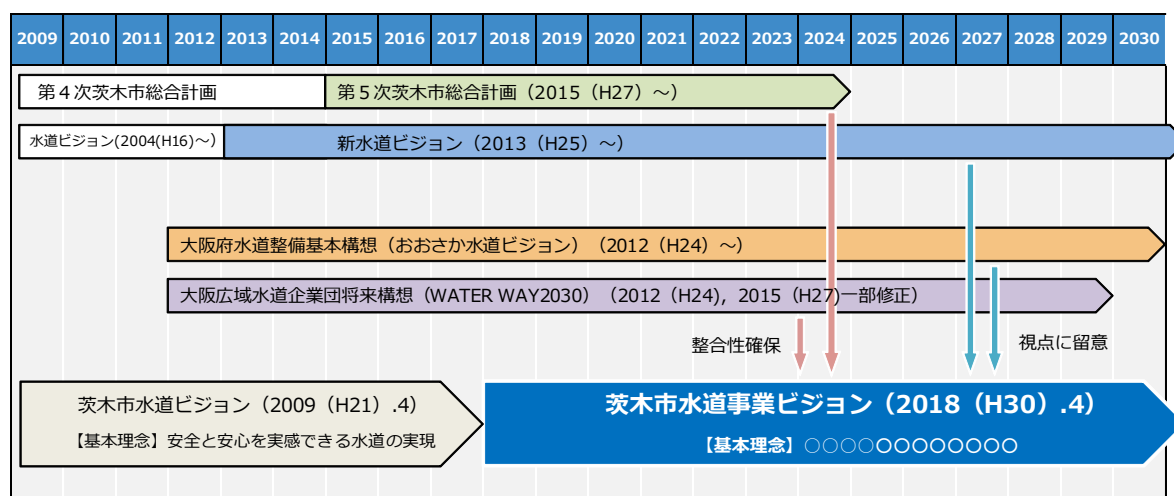
また、大阪府では、府域水道の将来像と水道整備の方向性を示す「大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）」、受水元である大阪広域水道企業団においては、「大阪広域水道企業団将来構想（WATER WAY2030）」が改定されています。

③

そこで、本ビジョンは、「第5次茨木市総合計画」、「新水道ビジョン」及び「おおさか水道ビジョン」の視点に留意し、本市水道事業が理想とする将来像を明示するとともに、その実現に向けて当面の概ね10年間（計画期間2018～2027年度（平成30～39年度））に取り組む方針と目標を示した、本市水道事業の最も基本となる計画として位置付けます。

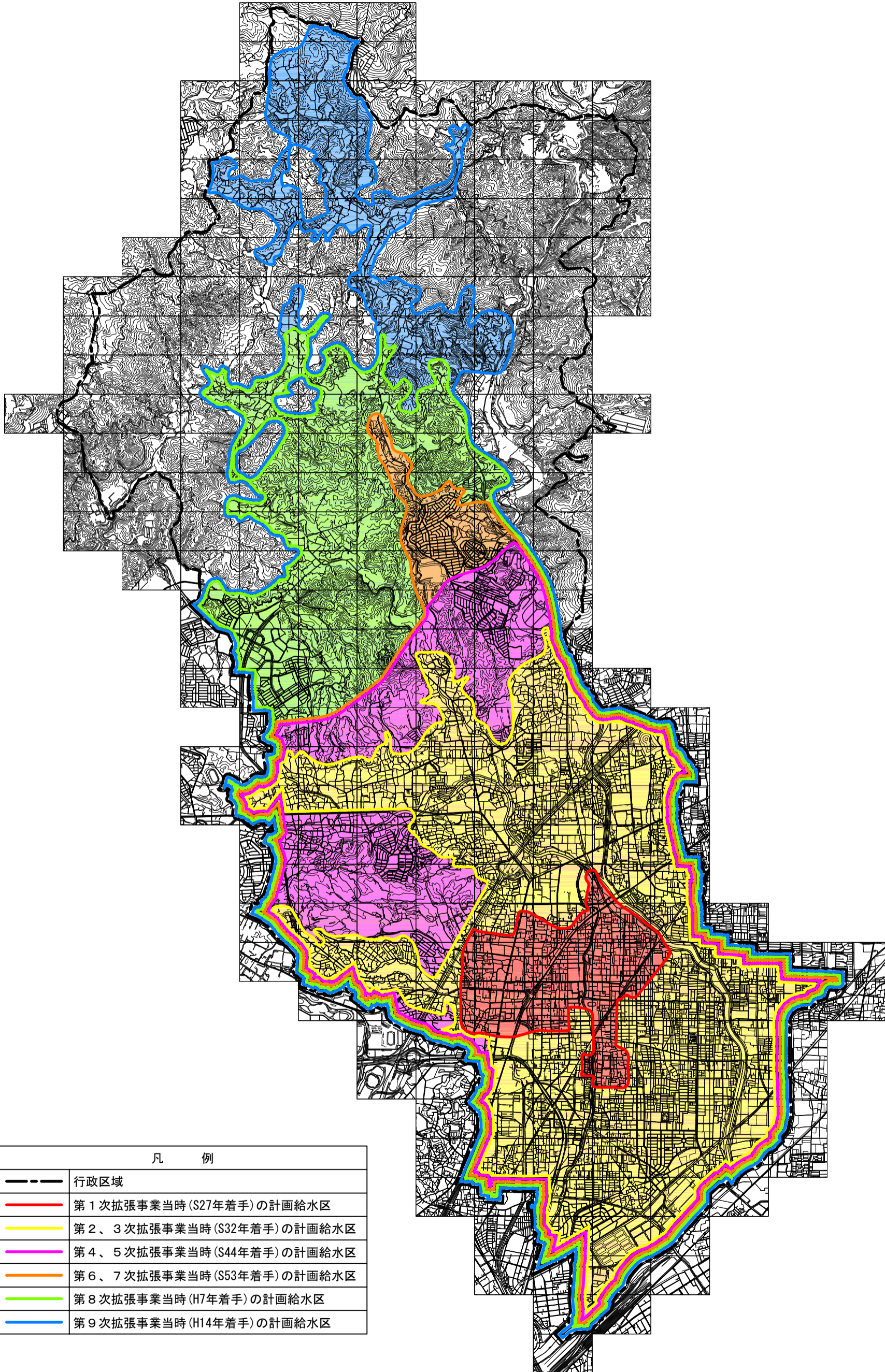
今後は、本ビジョンの実現に向けて具体的な実施計画を策定するとともに、社会情勢や財政状況などの変化を踏まえ、定期的な見直しを図りながら実行してまいります。

- ① 別冊の「第5次茨木市総合計画」のP23～P35、P99を参照
- ② 別冊の厚生労働省通知の「水道事業ビジョン作成の手引き」を参照
- ③ 別冊の「大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）」を参照



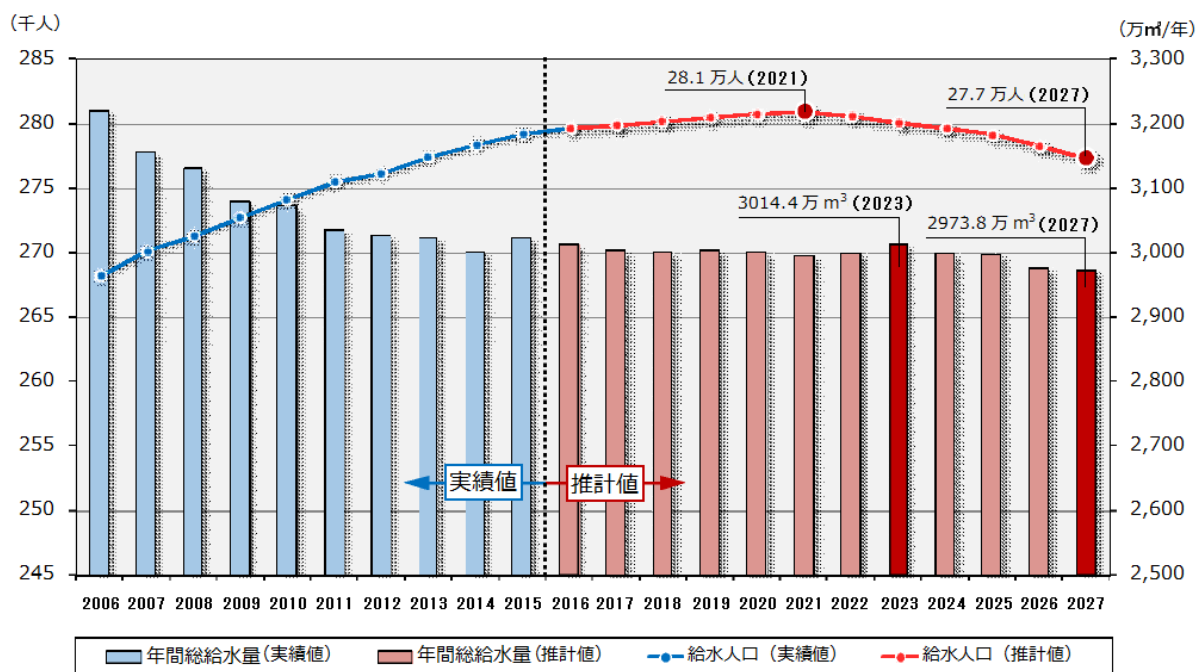
茨木市水道事業ビジョンの位置付け

拡張事業（計画給水区域）の変遷



凡 例	
---	行政区域
—	第1次拡張事業当時(S27年着手)の計画給水区
—	第2、3次拡張事業当時(S32年着手)の計画給水区
—	第4、5次拡張事業当時(S44年着手)の計画給水区
—	第6、7次拡張事業当時(S53年着手)の計画給水区
—	第8次拡張事業当時(H7年着手)の計画給水区
—	第9次拡張事業当時(H14年着手)の計画給水区

給水人口・給水量の実績と見通し



本市の人口は、これまで増加し続けていましたが、国立社会保障・人口問題研究所から公表された「日本の地域別将来推計人口（2013年（平成25年）3月推計）」および本市が2016年（平成28年）2月に策定した「茨木市人口ビジョン」では、2020年（平成32年）頃をピークに減少傾向に転じることが予測されています。

この予測を受けて、給水人口を予測した結果、2021年度（平成33年度）をピークに減少傾向に転じ、10カ年後の2027年度（平成39年度）末に約27万7千人にまで減少する見込みです。

また、給水量については、節水意識の向上および住宅の新築や設備の改築に伴う節水機器の普及により穏やかながら減少し続けていますが、人口減少の影響により、さらに減少し、2027年度（平成39年度）末に約2,970万m³となる見込みです。

【年間総給水量】水道施設等から配水された年間の水量のこと。